

苫小牧市合同就職説明会事業委託業務 仕様書

令和2年11月

苫小牧市

1 業務名 苫小牧市合同就職説明会事業委託業務

2 目的

全国的な人口減少と少子高齢化が進む中、生産年齢人口の減少や人口の都市部集中を背景に、本市においても人材不足が深刻化しており、将来にわたる安定的な人材の確保は、企業にとって重要な課題のひとつである。

本業務は、苫小牧市内の企業へ近年で大きく変化している採用マーケットに対応した人材確保・採用方法の考え方や企業のブランディングなどの支援及び合同就職説明会（以下「合同説明会」という。）を開催し、市内企業の人材確保を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から、令和4年3月31日までとする。

4 予算上限額

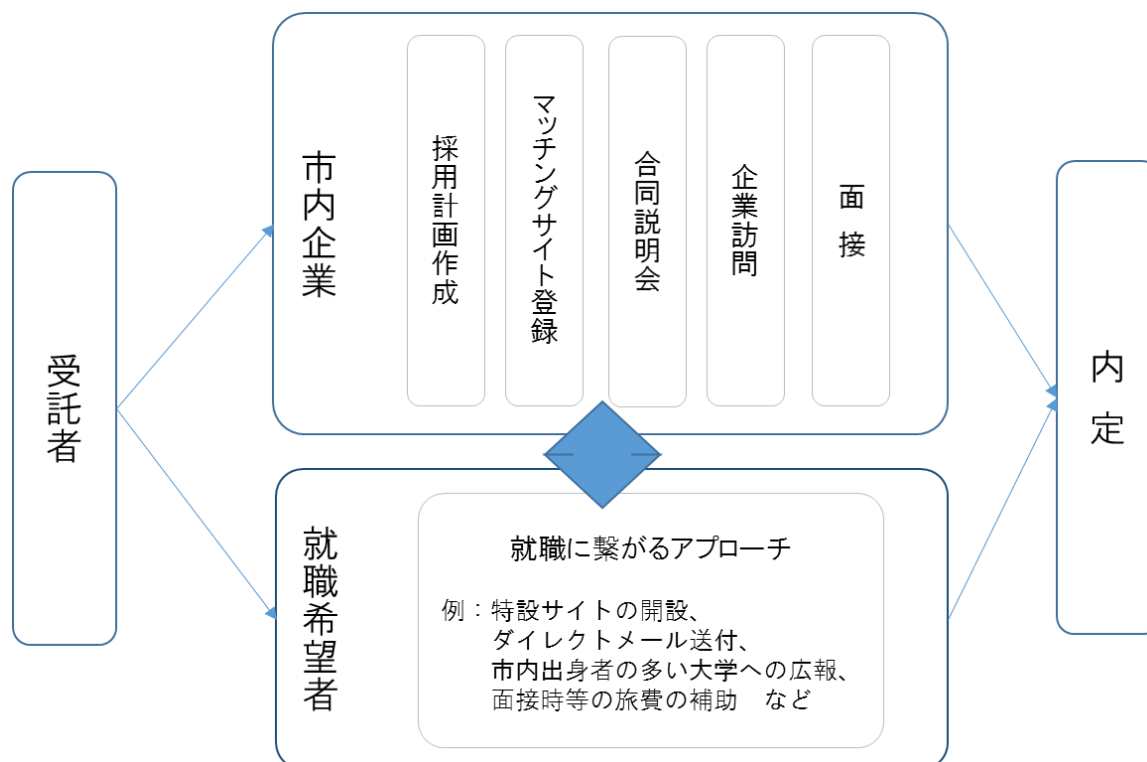
11,319千円を上限とする（消費税10%相当額を積算した金額を含む）。

5 事業目標

- (1) 支援企業数15社以上
- (2) 合同説明会を1回以上開催すること。
- (3) 本業務を実施することによる成果（合同説明会参加者数、採用者数、企業見学者数等）に関する目標値を設定すること。

6 業務内容

【事業のイメージ】



(1) 支援対象となる市内企業の選定

中小企業基本法第2条に定める中小企業の定義に該当する企業であって、苫小牧市内に事業所を有し、以下の条件を満たす企業とする。なお、事前に本市と協議の上、企業の決定をすること。

ア 人手不足が深刻な企業であるにも関わらず、民間企業が運営する就職マッチングサイトに未掲載であるなど、採用計画を達成できていない企業であること。

イ 採用意欲の強い企業であること。

ウ 2022年4月から大卒（短大卒）予定者を正社員として雇用する予定の企業であること。

エ 市内企業の募集において、一部公募で行うこと。

(2) 採用力向上の支援

ア 近年で大きく変化している採用マーケットに対応した人材確保・採用方法の考え方や企業のブランディングなどを行い採用の支援を行い、支援計画の策定から採用まで切れ目のない支援を行うこと。

イ 支援企業が抱える課題を解決するために、直接訪問や電話、メール等の手段で対応することができる体制を構築すること。

ウ オンラインでの面接等に対応できるよう必要に応じて設備・機器の貸出しやWEB会議用アプリケーションの導入・設定などのサポートを行うこと。

エ 就職希望者が面接等で支援企業を訪問する場合において、企業側の受入れ態勢やサポートを行うこと。

オ 市内への就職に繋がるような就職希望者へのアプローチ（例えば、特設サイトの開設、就職希望者へのダイレクトメール送付、市内出身者の多い大学への広報、面接時等の旅費の補助等）について提案し、実施すること。

カ 苫小牧市が運営する就職マッチングサイト「とまジョブ」又は、民間企業が運営する就職マッチングサイト等への登録させること。

キ 支援計画の策定

支援する企業毎に支援計画を策定し、これに基づき支援を行うこと。

(3) 合同説明会の実施

[5-(2)] について、新型コロナウイルスに対応した合同説明会（例えば、オンラインでの実施、対面型とオンラインを組み合わせた実施、少人数の合同説明会を複数回実施する等）について提案すること。

(4) アンケート調査

支援企業及び来場者を対象にアンケート調査を行い、集計すること。ただし、アンケートについては、事前に市と内容を協議すること。

(5) 採用状況の把握

支援企業における採用状況を把握すること。

7 支援企業の費用負担

支援企業の費用負担がないよう努めること。ただし、やむを得ず費用負担を求める場合、1社あたり10万円（税別）を上限とすること。

8 実施上の注意事項

(1) 事業の実施や周知に当たっては、市と十分に打合せを行い市の承認の上行うこと。

(2) 来場者や支援企業から本事業で手数料などの利益を得てはならない。

(3) 来場者及び支援企業の募集は、受託者が主体的に行うものであるが、市の広報誌等

への掲載や、企業に電子メールでの案内を行うことは可能である。

- (4) 市は、本業務の実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (5) 本業務により得られた成果は、市に帰属するものとする。

9 実施報告書について

(1) 例月報告

次の事項について毎月10日までに前月分を報告すること（ただし、12月分については、1月15日までに報告すること）。

- ア 業務活動内容について
- イ 支援計画の進捗状況について
- ウ 企業への支援内容について
- エ 採用状況等について

(2) 合同説明会終了後、速やかに次の事項を市に報告すること。

- ア 実施概要
- イ 記録写真
- ウ チラシなどの制作物
- エ 来場者及び支援企業のアンケート集計
- オ その他特別に報告を必要とすること

(3) 完了報告

- ア 開拓した企業について
- イ 合同説明会の実施状況について
- ウ 採用状況について
- エ 支援計画の成果について
- オ 事業費の内訳
- カ 研修等で使用した資料等
- キ 撮影した写真データ ※写真データは、電子媒体（CD-R）で提出
- ク 来場者及び支援企業のアンケート分析結果
- ケ チラシなど広報物
- コ 事業を実施しての総括（成果、課題等）
- サ 上記以外に受託者が提案する項目

10 その他特記事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、苫小牧市の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 業務責任者等

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を苫小牧市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。

また、業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

(3) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報について、公

にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、苫小牧市個人情報保護条例（平成7年条例第2号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

(5) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については苫小牧市に帰属するものとし、苫小牧市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(6) 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負う。なお、事故等が発生した場合は、苫小牧市に経過・発生原因等を速やかに報告し、苫小牧市の指示に従うものとする。

(7) 各種助成金、補助金等との併給

業務を行う受託者に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとし、また、その他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金額等を委託費から減額するものとする。

(8) 委託費の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと苫小牧市が認めるとき、又は目標が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。

11 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の業界別のガイドライン等を参考にし、感染対策を実施すること。

(2) 合同説明会を実施する際の感染対策は、事前に苫小牧市と協議すること。

12 新型コロナウイルス感染症拡大に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の影響により、委託した業務が予定の期間内に完了しない場合又は業務の遂行が困難となった場合、仕様を変更し契約変更（減額を含む）等を行う場合がある。